

総合事業開始に伴う 要支援者の総合事業利用について

平成29年(2017年)1月30日
広島市健康福祉局高齢福祉部

1. 要支援者への総合事業サービスの提供開始時期

総合事業のサービスは、平成29年4月1日以降に新しい「認定の有効期間」開始日を迎える被保険者から利用できる。平成29年4月1日時点ですでに要支援認定を受けている場合は、認定更新までは予防給付のサービスを継続し、更新後総合事業へ移行する。

(二)	
要介護状態区分等	要支援1
認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)	平成29年 4月 1日
認定の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
居宅サービス等	区分支給限度基準額
	年 月 日から 年 月 日まで 1月当たり
認定審査会の意見及びサービスの種類の指定	

「認定の有効期間」開始日に平成29年4月以降の日付が記載されている方から総合事業が利用できる。

例：開始日 H29年4月1日 利用できる

開始日 H29年3月1日 利用できない
有効期間満了日までは、今までどおり予防給付を利用する。

2. 要介護（要支援）認定申請や認定結果の効力

要介護(要支援)認定に係る更新・新規・区分変更申請の手続きや認定結果の効力は従来と変わらない。ただし、H29年4月1日以降に新しい有効期間を迎える被保険者から、更新申請の有効期間については、原則12か月、上限24か月に延長する。

3. 要介護（要支援）認定と総合事業サービス利用のパターン

(1) 更新時に更新申請をしないで、事業対象者として総合事業サービス利用をする場合（平成29年4月1日以降）

・対象：要支援 ⇒ 事業対象者

例：平成29年6月末で有効期間が終了し認定更新せず、事業対象者として、総合事業サービスを利用する場合（第二号被保険者を除く）

	5月	6月	7月
手続き		<input checked="" type="checkbox"/> ◎基本チェックリスト判定結果(該当) <input type="checkbox"/> □介護予防ケアマネジメント依頼届出書を提出	
認定有効期間	要支援 6月末で認定有効期間が終了→更新なし		
被保証			交付(事業対象者・包括名称有)
利用可能サービス	予防給付(認定有効開始年月日が29年3月以前の利用者)のみ		

・要支援、要介護の有効期間満了後、総合事業サービスを利用する場合は、事業対象者の手続きが必要。事業対象者の登録がされていない状態でサービス利用すると全額自己負担。

・第二号被保険者が総合事業サービスを利用する場合は、要支援認定を受ける必要がある。

(2) 更新申請により認定結果が「要支援」と認定された場合

(認定有効期間開始日が平成29年4月1日以降の要支援者)

・対象: 要支援 ⇒ 要支援

例: 平成29年6月末で有効期間が終了し認定更新により7月から引き続き要支援

	5月	6月	7月
認定等 手続き	○ ○認定更新 介護予防サービス計画作成依頼届出 書が提出されている場合	● ●認定結果(要支援)	
認定 有効期間	要支援	6月末で認定有効期間が終了→更新	要支援
被保証		■ ■交付(要支援・包括名称有)	■ ■交付(要支援・包括名称有)
利用可能 サービス	予防給付(認定有効開始年月日が29年3月以前の利用者)のみ		予防給付、総合事業サービス

従来
どおり

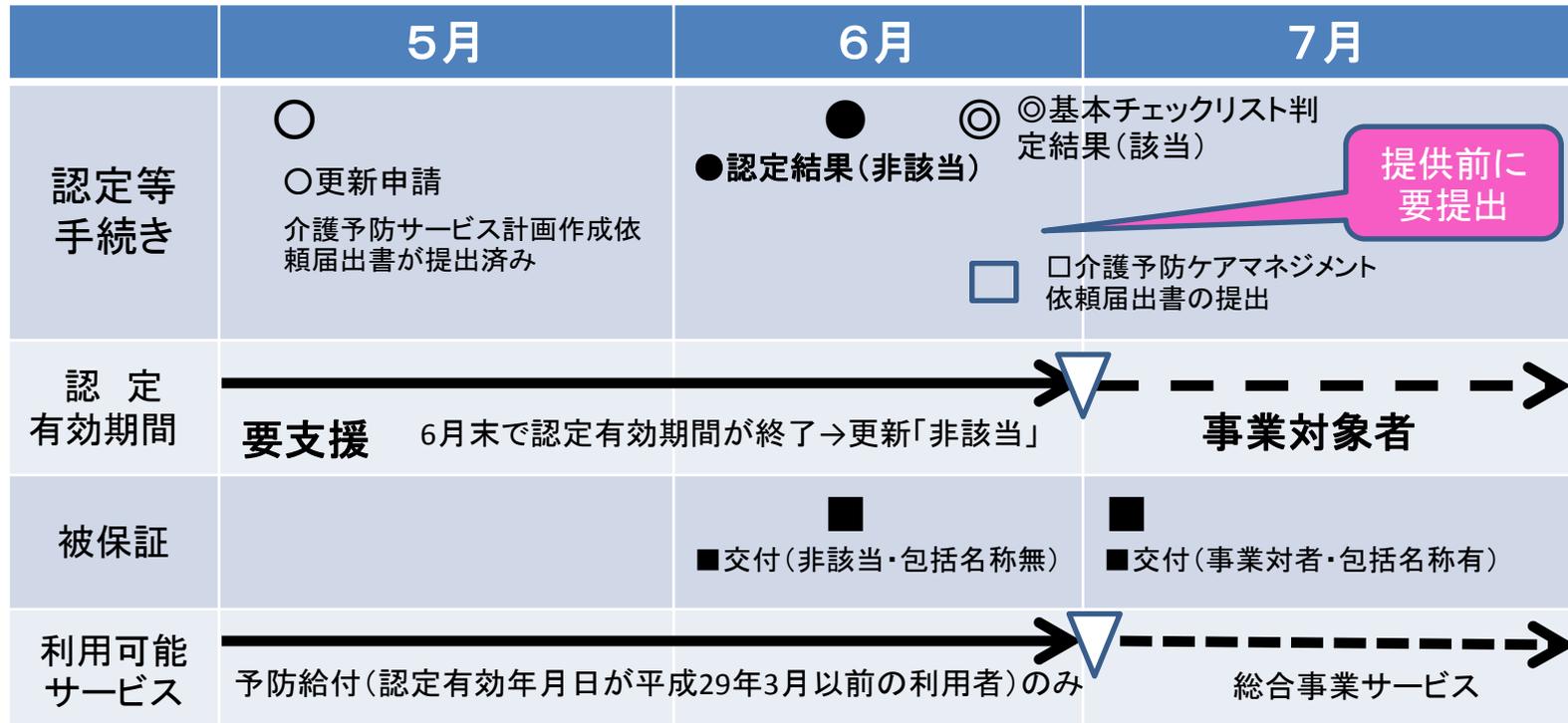
更新後から
総合事業サー
ビスコード

・ 要支援者は総合事業サービスも利用できるため、新たな手続きは不要。

(3) 更新申請により認定結果が「非該当」の場合（平成29年4月以降）

- 対象: 要支援 ⇒ 非該当 要介護 ⇒ 非該当

例: 平成29年6月末で有効期間が終了し認定更新により認定「非該当」、その後本人からの相談により基本チェックリスト該当し、事業対象者となった場合。



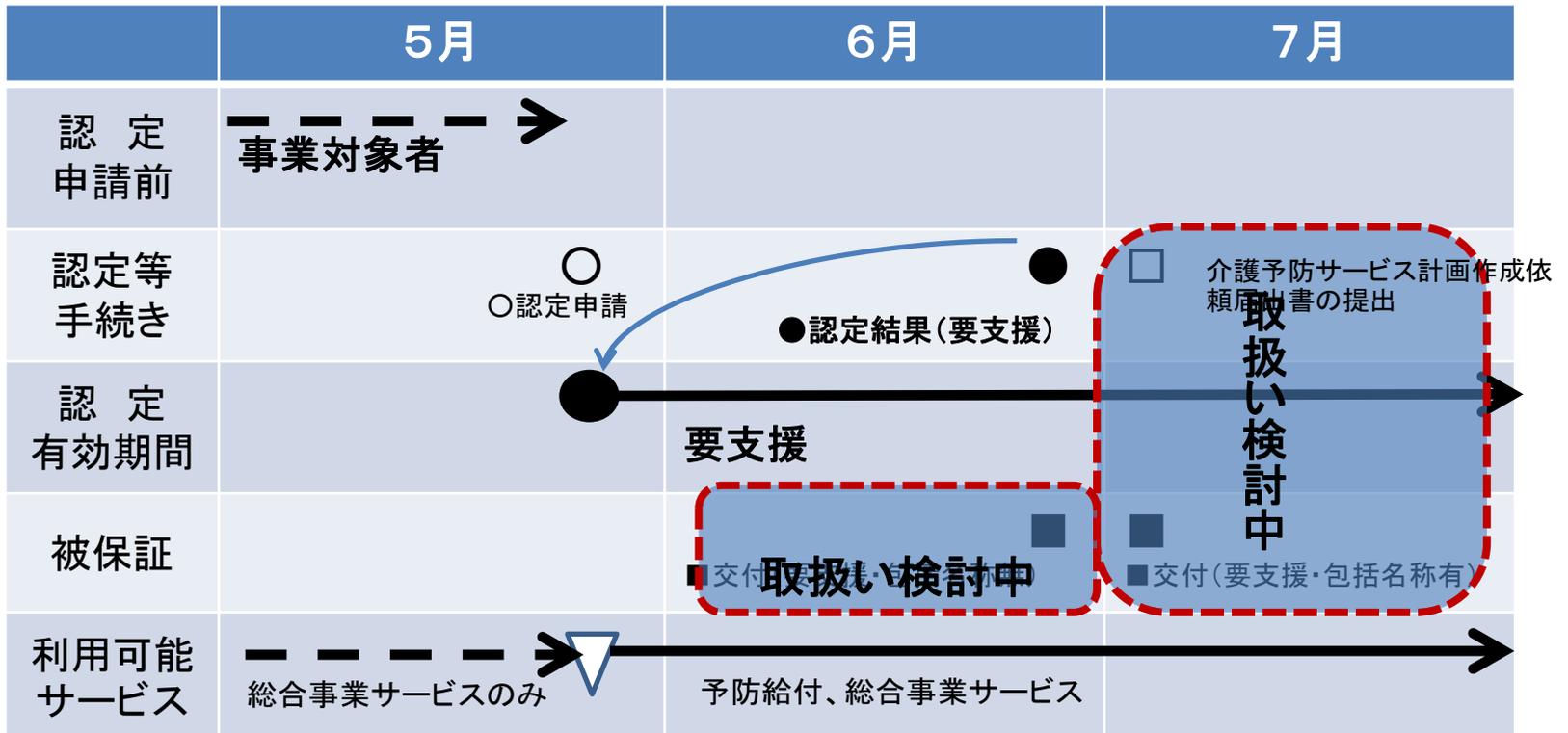
- 「非該当」の結果通知後、利用者の相談(任意)により、基本チェックリストを実施し、基本チェックリストに該当した場合は、事業対象者の手続きにより総合事業サービスが利用できる。

*「事業対象者」の手続きは遡及して行うことはできないため、更新申請の手続きは早めにお願いします。(申請は有効期間満了日の60日前から行えます。遅くとも30日前までには、申請をお願いします。)

(4) 「事業対象者」が認定申請を行い、認定結果が「要支援」の場合

対象:事業対象者 ⇒ 要支援

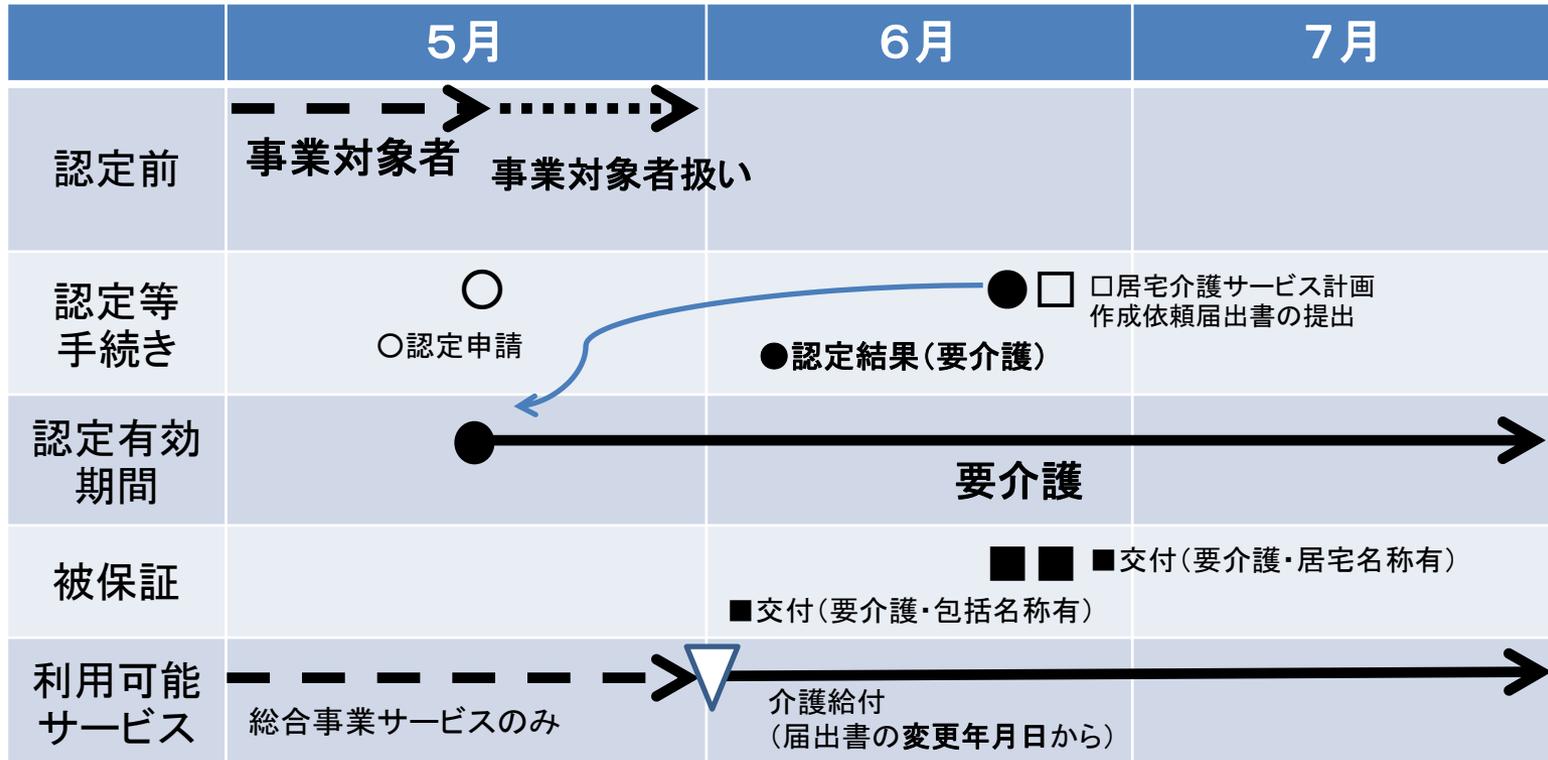
例:「事業対象者」が5月中旬に認定申請を行い、認定結果が要支援の場合



(5) 「事業対象者」が認定申請を行い、認定結果が「要介護」の場合

・対象:事業対象者 ⇒ 要介護

例:「事業対象者」が5月中旬に、認定申請を行い認定結果が要介護、居宅介護サービス計画作成依頼届書(変更年月日:6月1日)の場合



- ・要介護認定を受けた後も、居宅サービス計画依頼届出書の「変更年月日」の前日までは、総合事業サービスが利用できる。
- ・介護給付によるサービス開始は、居宅サービス計画依頼届出書「変更年月日」以降。

(6) 「事業対象者」が認定申請を行い、認定結果が「非該当」の場合

・対象:事業対象者 ⇒ 「認定申請」 非該当

例:「事業対象者」が5月に認定申請し、認定結果「非該当」の場合

	5月	6月	7月
認定手続き前	事業対象者		
認定等手続き	○ ○認定申請	● ●認定結果(非該当)	
認定有効期間			
被保証		■ ■交付(事業対象者・包括名称有)	
利用可能サービス	総合事業サービスのみ		